

福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：成実保育園	種別：認可保育所
代表者氏名：園長 阿部 由紀子	定員（利用人数）：50名（59名）
所在地：米子市石井95-3	
TEL：（0859）26-1855	ホームページ： https://yonago-fukushikai.net/index.php?view=5184
【施設の概要】	
開設年月日：昭和49年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 米子福祉会	
職員数	常勤職員：12名 非常勤職員 10名
専門職員	園長 1名 保育士 9名
	園長補佐（保育士） 1名 調理員 1名
	保育士 8名
	調理員 2名
施設・設備の概要	保育室 3室 遊戯室 1室
	乳児室（兼：ほふく・調乳） 1室 園庭 1ヶ所
	各室冷暖房（エアコン）整備 プール 1ヶ所
	絵本コーナー 1ヶ所
	職員室（兼：相談室/医務室） 1室
	休憩室 1室
	調理室 1室

③ 理念・基本方針

保育理念

笑顔に出会える保育園 保護者と地域とともに
～心身共に豊かでたくましく生きる子どもを育む～
一人ひとりの子どもたちをまるごと受けとめ、安定して生活できる、ぬくもりのある保育園づくりをめざします。

基本方針

- ・家庭や地域社会と連携を図り、保護者の協力の下に養護と教育を一体的に行う。
- ・子どもが健康で安全な生活ができる環境をつくることにより、情緒の安定を図り、自己を十分に発揮し、健全な心身の発達を図る。
- ・地域の子育て支援の拠点として、社会的役割を担う。

- ・研修や自己研鑽に努め、専門職としての責務を果たす。

保育方針（成実保育園）

恵まれた自然の中で感動体験を通し、豊かな感性を育てる
～一人ひとりの思いを大切に～

保育目標（めざす子ども像）（成実保育園）

- ・豊かな感性を持つ子ども
- ・心身ともにたくましい子ども
- ・自分や仲間を大切にする子ども

④ 施設の特徴的な取組

成実保育園は、米子市の郊外に昭和49年4月に運営開始され、子ども達は、地域の皆様の温かい支援や交流及び春夏秋冬の季節感や自然豊かな環境の中で、食育指導、リトミック、絵本読み聞かせ、なかよしデー（異年齢交流）、園の裏山の坂道ランニング等、のびのびと身体を動かす活動が行なわれています。

法人としての経営理念及び保育理念に基づき、園独自の保育方針・保育目標を掲げ、「めざす子ども像」等、子どもが未来をたくましく生きる力の基礎を身に付けるための基本的生活習慣の習得に加え、保育所保育指針の改訂に基づき、新たな「養護と教育の一体保育」の実践に向けたドキュメンテーション（見える化）と合わせた取組みが行なわれています。

子どもに寄り添い主体性を活かし、一人ひとりの子どもを温かい見守りが行き届いた保育が展開されています。

地域交流として、校区民運動会、公民館祭、成実ふれあい夏祭り、とんどさん等が行なわれています。

地域と連携した地域の子どもの育成に関する成実小学校や尚徳中学校・米子高校との交流が行われています。

保育に関する案件等、小学校との合同情報交換会、保幼小合同研修会、保幼小接続推進研修会等に参加され小学校との連携が図られています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年6月18日（契約日）～ 令和7年3月4日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	2回（令和1年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

◎保育理念及び保育方針に基づいた事業計画が策定され、全体的な計画に沿った指導計画がクラス単位で丁寧に作成されています。

月・週日案の振り返りを行いながら、評価・見直しが実施され、職員間の連携を取りながら保育の質の向上を目指した取組みが行われています。

◎法人本部が中心となり運営方針を定め、経営分析・実施状況を把握し、課題に対しての改善策を10園の検討委員会で検討されています。

定期的な各種マニュアルの改善・見直しも行われています。

法人全体で、第三者評価項目の全てに対するレベル向上が図られています。

◎子ども・子育て支援新制度や新保育指針の施行以来、法人10園全体での試行錯誤による「養護と教育の一体保育」方針の「教育」が体系的に整理され、「10の姿」の養育内容・行事等を玄関ボード（写真・絵・記録等）に掲示して、保護者説明が行われている。特に、保育の見える化（ドキュメンテーション）の取組みが前進しておられます。

◎公民館活動としての地域活動交流事業や行事（公民館祭、校区民運動会、成実ふれあい夏祭り）等、地域密着の取組みが行われています。

地域住民及び老健施設やグループホーム施設等との交流による地域の温かさに触れる等、子どもへの援助・支援や協力による園運営が行われています。

また、小学校との連携（アプローチプログラム作成による養育）及び就学前の体験学習（成実小学校）が行われ、子どもの小学校入学への見通しが持てる取組みが行われています。

◎基本的生活習慣の習得は、食育指導と連動させ、食事のマナーや地域食材を活かした美味しく楽しく食事を行うことの大切さや伝統食や季節料理等を取入れた取組みが行われています。

◎成実保育園は豊かな自然に囲まれ、季節の移り変わりを五感で感じながら過ごすことができる恵まれた環境の中にあり、裏山の中腹にある神社までの坂道マラソンは、開所当時から続く毎日の日課になっており、現在も継続して行われています。

また、園外保育を通しての感動体験や発見の喜びの共有等、環境を生かした保育実践が行われています。

◎子どもたちに安心安全な保育を提供するための環境整備に力を入れ、特に安全に関するマニュアルの整備や見直し、事故事例やヒヤリハット事例に学び、改善点を全職員で協議しながら事故防止に努めておられます。

◎パート職員も含めた全職員が参加される全体職員会を行ない保育に関しての振り返りが行われており、保育の質の向上に向け共通理解に努めておられます。

◇改善を求められる点

●現在も取組まれている職員一人ひとりの人材育成に向けた取組み（職員の知識・技術スキ

ルや接遇の向上)を今後も充実させ継続的に実施されることに期待します。

●職員一人ひとりが働き甲斐、達成感や誇りが持てる魅力ある職場となるよう働き方改革にも取り組んでおられます。今後もチームで協力し合った保育の実施に向け継続的に取り組まれることに期待します。

●46年前に運営開始された園舎は、開設当初との保育環境やニーズの変化に合せながら、園舎・園設備等の検証・検討が行われています。
園運営、保護者ニーズに沿った設備投資や工夫に期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

今まで園内・法人内で自己評価して振り返っていた保育や業務について第三者の視点で評価していただいたことにより、新たな気づきや課題が見え、大変勉強になりました。

課題の改善に向けて取り組みながら、今後も成実保育園のよさを生かした保育、子どもや保護者の心に寄り添った支援を、全職員で協働しながら行っていきたいと思います。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準(質の向上を目指す際に目安とする状態)

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態(「a」に向けた取り組みの余地がある状態)

「c」 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

第三者評価結果（保育所）

共通評価基準（45 項目）

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
＜コメント＞ 理念・基本方針は明文化されており、玄関、職員室内に掲示され、ホームページ、パンフレットに記載されています。 理念や理念に基づいた基本方針は、年度当初に行う全体職員会の際、全職員に配布し周知が図られています。 また、各クラスに配置された業務ファイルに入れていつでも見返せるようになっています。 理念・基本方針は入園のしおりに記載し、重要事項として入園する保護者に説明されています。 理念・基本方針を4月の園だより・保護者総会資料に記載して在園保護者への周知が図られています。 園だよりを地域の学校や公民館に配布され、園の理念・基本方針への理解が促されています。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
＜コメント＞ 保育白書を読んだり、全国保育士協議会・子ども育み協会に加入し全国の保育の流れを把握するとともに、研修会に参加して学習されています。 地域の教育推進協議会に参加され、地域のニーズを把握するとともに、そのニーズや課題を法人10園の園長会で検討されており、園長会の協議事項は職員会で職員にも報告されています。 法人本部が保育コストや利用者の推移等の分析を行ない、実績データを本部・園長とで確認されています。半期毎に職員も確認されています。 一時預かり保育事業を通して地域のニーズを把握するよう努めておられます。		
③	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
＜コメント＞ 経営状況については本部会議や月2回開かれる園長会で課題点や問題点について議論し、経営		

課題については職員会で各職員に伝え具体的な取組みが行われています。

定期的に理事会、評議員会が開かれ、経営状況が議論されています。

経営の課題点は中長期計画の中で課題の改善、解決に向けた取り組みを行っていく内容となっており、また必要に応じて見直しが行われています。

保育の質の向上のための研修、経費の節約を職員に呼び掛けておられます。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
＜コメント＞ 中長期計画は、法人本部と現場職員で構成された委員会の中で策定されています。 理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にされており、ビジョンとして自分たちの目指すことを10園で共有され、課題解決に向けた具体的な内容になっています。 実施する中で出てきた課題等によって見直しが行われています。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
＜コメント＞ 事業計画は中長期計画の内容を反映して策定され、かつ、職員が事業計画に沿って保育や食育が行えるように目指す子ども像を実現するための計画となっています。 今年度は3歳未満児の部屋の改修工事が行われました。 年度末に園評価が事業計画に沿って行えるよう配慮されています。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
＜コメント＞ 事業計画は園評価の振り返りを基に課題点を明確にした上で、職員も参画し適切に策定されています。 また、その際に見直しも行われています。 年2回の自己評価、年度末の園評価の際に事業計画の振り返りが行われています。 年度初めの全体職員会の際、事業計画についての説明が行われ、業務ファイルに入れ、各クラスにも配置され、必要な時にいつでも見返せるようにされています。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
＜コメント＞ 事業計画は新入園児には、入園式の際に保護者に配布し伝え、継続児の保護者には、保護者総会資料に入れ、親子遠足・個人懇談の際に説明されています。		

今年度は改修工事について具体的に伝えられました。

年に1回保護者アンケートを行い、保護者の建設的な意見がその後の園運営に反映されることをアンケート上で伝えておられます。

「地域の保育園」という保護者の風土があり、保育園の事業にも協力的で理解のある保護者、地域の方が多くおられます。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
〈コメント〉 自己評価を年2回、園評価を年1回、行事後振り返りを行ない、検討会で課題点・改善点を出し合い、保育の質の向上につなげておられます。 毎月パート職員を含めた全体職員会を行い保育に關しての振り返りを行ない、パート職員への共通理解が図られています。 児童票で園児一人ひとりに3歳未満児は月毎、3歳以上児は3期ごとに振り返りを行い、成長を支援されています。 5年に一度第三者評価を受審され、結果を保育園運営に活かされています。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
〈コメント〉 自己評価検討会の中で出た課題点・改善策を明文化して取組まれています。 検討会は全職員で行ない、共通認識をされています。 全体職員会・年齢別会議・以上児会、未満児会を計画的に行い取組みの検証が行われています。 年度末に年間の取組み、改善計画の見直しが行われています。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
〈コメント〉 組織図や業務分担表で園長の役割と責任を明記されています。 4月の全体職員会の際に園長の役割と責任・運営方針について説明されています。		

園だより、園長からのそら豆くん便りを出され、配信もされており、書面希望の方には対応されています。 災害時、事故発生時のマニュアルや役割分担表を作成しており、その中で園長の役割や責任、不在時の権限委任等を明記され、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定し、明記されています。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
＜コメント＞ 保育所運営ハンドブックを常備し、法令理解に役立てておられます。 また、園長研修に積極的に参加され、職員と情報共有を図り遵守に努めておられます。 各種研修会にも参加され、職員にも研修報告や供覧等を行ない、内容を伝えられています。 児童福祉法・子ども子育て支援法・保育指針に則り、保育計画を立てて実践されています。 保育所に必要なガイドラインをファイルに入れて適宜利用されています。 労働基準法、法人の労働規程を理解し、協定を守った働き方ができるように取組まれています。 子ども達だけではなく、職員も主体的に取組めるよう、トップダウンの業務をなくし協力体制の中で職場環境を整えることができるよう配慮が行われています。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
＜コメント＞ 園全体の様子を見ながら、子どもや職員に声掛けをされています。 質の向上に対しての評価や分析を職員自らが主体的に行えるよう、園長補佐と相談しながら話し合いの環境を整えておられます。 全体職員会等の場に必ず参加し必要に応じて助言しておられます。 また、職員会の際には誰もが自分の意見を言いやすい雰囲気作りに配慮し、職員が自ら育つ力を発揮できるよう援助しておられます。 必要に応じて園内研修を実施され、職員が希望する外部研修を受講できるよう勤務配置等の配慮が行われています。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
＜コメント＞ 法人本部と連携し園長会で定期的に業務内容や財務状況等について分析・検討し、その内容を職員会で伝え職員と共有しておられます。 人事や労務に関して改善の必要な事項は改善が進めておられます。 行事・保育等に関しての作業の簡素化、ＩＣＴ化を進め、職員間の協力体制を整えたり、働きやすい職場環境作りに取組まれています。 連絡ノートアプリ、業務ソフトの導入等、法人全体で働きやすい職場作りに取組まれています。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
＜コメント＞ 保育者キャリアライン・人材育成計画を基に職員の育成を行い、人員体制が作られています。 児童数の推移に応じて採用計画が立てられています。 職員の募集・採用については、法人本部が一括して登用試験を実施し、法人内の園長は試験の面接官の役目を担っておられます。 ホームページからの募集、育成校への就職フェア参加、募集案内のパンフレットの配布・職員を通しての人員確保のシステム作り等に取り組んでおられます。 「給与規程」の見直し等、定着につながるよう魅力ある職場作りに取組まれています。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
＜コメント＞ 人材育成計画の中で、理念や基本方針に基づいた「期待する職員像」を明確にされています。 キャリアに応じてのキャリアパス研修に参加し、保育所職員として求められるキャリアの段階的な習得を図り、質の向上につなげておられます。 キャリアラインを職員一人ずつに配り、周知が図られています。 人事考課制度を導入されており、法人の人事基準に従った職務の評価が行われています。 職員の意向調査を行い、それを基に園長が個人面談を行って意向や意見を聞き取り、職場環境改善・キャリア形成に役立てておられます。 「階層別到達目標を及び行動目標」を基に、職員自らが育つ意識を引き出し、将来に展望をもってキャリアを切りひらく事のできる人材育成が行われています。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
＜コメント＞ 法人の規程の中で労務管理の責任体制を明確にされています。 出退勤はタイムカード管理されており、有給取得の確認は、有給休暇願出カードで行われています。 また、時間外勤務も命令簿があり、就業状況を把握されています。 全職員が年に1回健康診断を行ない、労働災害に対しての保障も整っています。 園長が年2回の個人面談を行い、様々な相談の機会を設けておられます。 また、法人本部もメンタルヘルスやパワーハラスメントに対する相談窓口を設けておられます。 3年間の育児休暇・時短勤務・子の看護休暇(有休)・介護休暇等を設けワーク・ライフ・バランスに配慮されています。 各種手当、特別休暇、健康診断、慶弔費、職員リクレーション等があり福利厚生が充実してい		

ます。 有給取得の推進、各種休暇取得の推進、勤務時間内の事務作業時間が設けられています。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
〈コメント〉 人材育成計画の中で、理念や基本方針に基づいた「期待する職員像」を明確にされており、法人の新人研修の際に説明が行われています。 毎年自己評価の中で年度初めに職員一人ひとりの目標設定が行われています。 6月・2月の自己評価後、意向調査の際の3回園長が職員と個別面談を行い目標の進捗状況について確認されています。 必要に応じて随時面談し、個別に指導したり、悩みを聞き取られています。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
〈コメント〉 人材育成計画の中で、理念や基本方針に基づいた「期待する職員像」を明確にされており、基本方針や人材育成計画の中で職員に必要な専門性について明示されています。 研修案内も各種あり、年間の研修計画に基づき研修に参加されています。 園内研修も毎月行なう等、職員の学びの場が設けられています。 法人10園の年齢別会議も開催され、同年齢の職員間の保育についての情報交換を踏まえた勉強会が行われています。 研修計画は毎年年度末に見直し、研修内容について評価を行ない、次年度の計画を作成されています。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
〈コメント〉 職員一人ひとりの知識や技術について把握し、技術水準・経験年数・クラス担任状況・業務分担によってOJTが行われています。 階層別キャリアパス研修、専門リーダーによりキャリアアップ研修、職種別研修等経験や技術に応じた研修が行なわれています。 個人の研修実施表があり、受けた研修やまだ受けていない研修が見える化できるよう行われています。 保育の質の向上、アップデートに向けた研修の情報共有を行い、誰もが参加したい研修に参加できるよう勤務体制を整える等、配慮されています。 鳥取県の安全管理研修、法人看護師による嘔吐処理研修、消防署に来園してもらっての救急救命講習を、パート職員を含む全職員で行っておられます。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制	a

	を整備し、積極的な取組をしている。	
＜コメント＞ 法人全体として実習生受入れマニュアルを整備され、マニュアル内に実習の意義・育成内容について明記されています。 実習担当の職員（園長補佐）が決められ、実習の習熟度に応じた実習前のオリエンテーリングが行われています。 また、養成校の要望や履修内容を考慮しながら実習計画を立て実習が行われています。 法人を代表して2園が養成校の実習連絡会に参加し、内容を園長補佐会で共有されています。 実習期間中には養成校からも園訪問に来られる等、養成校と連携し実習が進められています。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
＜コメント＞ 米子福祉会ホームページに、理念や基本方針・事業報告・決算報告・第三者評価結果報告・苦情報告等公開されています。 決算情報等はワムネットにも公表されています。 成実保育園ホームページに一時預かり保育実施の公表、また公民館の広報誌に保育内容や園の状況、次年度からの乳児保育の実施等について記載されています。 公民館や地域の小学校に毎月の保育園だよりの配布、また、年間の保育報告冊子を配布されています。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
＜コメント＞ 事務・経理・取引に関するルールは法人全園共通で、規約に記載されており、法人本部と連携しながら適正に行われており、規程は職員が取り出しやすい場所に置かれています。 園内では業務分担表で職務分掌や権限・責任が明確にされ、全職員に配布されています。 公認会計士による外部監査や社内監査の実施等による透明性の高い運営が実施されています。 また、毎年県の監査が実施され、指摘事項に基づいて改善が行われています。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
＜コメント＞ 地域との連携・かかわりに関して基本方針の中で明確にされています。		

子ども達や保護者が活用できる社会資源情報や地域のイベント情報等のポスター等を園内掲示板で紹介やパンフレットの配布が行われています。

隣接する成実小学校、ワークホームや公民館、米子高校等と交流活動を行い、振り返りが行われています。

地域の活性化につながるよう成実地区の地域行事（成実ふれあい夏祭り・成実地区運動会・成実公民館祭・とんどさん）に参加されています。

成実小学校運営協議会・尚徳中学校校区教育推進協議会等に園長が参加し地域の教育や学校運営に参画されています。

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

a

＜コメント＞

ボランティア受入マニュアルの中で、受入れに関する基本姿勢、地域の学校教育への協力、事前オリエンテーリングの方法について明文化されています。

事前オリエンテーリングを実施し、配置や持ち物、心構え、注意事項等を知らせておられます。

中学校の職場体験、米子高校の「保育基礎」の授業を履修している生徒の受入れが行われています。

社会福祉協議会からの夏休み高校生ボランティアの受入れもありました。

更生保護女性会の方との玄関の花の植え替えが園児と一緒に行われました。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

a

＜コメント＞

関係機関・団体等の機能や連絡方法をリスト化して、連携が取れるようにしておられます。

職員室にリストを掲示し、各職員がいつでも確認できるようにしておられます。

地区の教育推進協議会・学校運営協議会・公民館運営協議会・要保護児童対策地域協議会等に参画し、地域の社会活動や虐待等についての対応に取り組んでおられます。

必要時には、児童相談所・家庭児童相談室との連携が図られています。

避難訓練は消防署や隣接する小学校とも連携を図り実施されています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

＜コメント＞

公民館運営協議会、中学校区の教育推進協議会への参加を通して、地域住民や地域社会施設の方々と交流しながら、地域の保育ニーズ把握に努めておられます。

基本的には土曜日には園庭開放が行われています。

また、一時預かり保育事業利用時に育児相談も可能であり、在宅で子育て世帯のニーズの把握が行われています。

随時見学者、相談等の受入れが行われていますが、多様な相談に応じる機能は十分に対応できていないとされています。		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
〈コメント〉 公民館運営協議会・成実小学校運営協議会参加を通して地域の社会事業・小学校の児童の育成事業に携わっておられます。 地域ニーズに応え、一時預かり保育事業の実施、次年度からの乳児保育の実施等計画を明示し、計画に沿って行っておられます。 地域更生保護女性会と一緒に年長児が地域の花壇に花の苗植えを行っておられます。 また、園周辺（敷地外）の草刈り作業、溝掃除なども職員が積極的に行っておられます。 隣接するワークホームと合同の消火訓練を保育園主導で行っておられます。 また、成実小学校との合同津波訓練（垂直避難訓練）が行われています。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
〈コメント〉 理念・基本方針に子どもの人権尊重や権利について明示され日々の保育の中で実践を行っておられます。 日々の保育そのものが人権同和保育と捉え、互いを認め合い共感しあえる仲間作りを園の重点目標とされています。 全国保育士会の倫理綱領を全職員に配布し、子どもの最善の利益を第一に考えた保育の実践を心掛けておられます。 成実保育園保育マニュアルを作り保育の基本姿勢について明示され、それに基づいて保育が行われています。 人権に関する外部研修に積極的に参加するとともに、園内でも「子どもの人権擁護のためのセルフチェックリスト」を使用し、全職員で園内研修が行われています。 人権・同和保育年間計画に沿って人権保育の振り返り・評価・改善が行われています。 来年度は中学校区の人権教育の研究発表が予定されており、公開保育が行われます。 園だより・クラスだより・保護者啓発便り・ドキュメンテーションを通して人権保育の保護者への啓発が行われています。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われてい	a

	る。	
<コメント> 子どものプライバシー保護マニュアルを作成し、全職員に周知されており、いつでも見返すことができるようクラス用の業務ファイルにも入れておられます。 排泄時や着替え時、プール遊び時などにプライベートゾーンが守れるよう衝立・カーテン等で仕切られています。 人権擁護のためのチェックリストを行い、子どもの人権を大切にされ、プライバシーに配慮した保育が行えるよう努めておられます。 個人情報の取扱いについて保護者に伝え、写真の公開等に関する同意書を書いてもらわれています。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント> 理念や基本方針を明記したパンフレットや保育報告冊子を地域の公民館に置かれており、ホームページで情報を広く公開されています。 パンフレットや入園のしおりには、子どもの写真やイラストを入れ、見やすいよう工夫されています。 見学希望にはなるべく相手の都合に合わせられるように対応し、パンフレットを使用して丁寧に説明されています。 一時預かり事業を利用しての体験も可能となっています。 入園のしおりやパンフレットは適宜見直しされています。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更において利用者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント> 入所時、保育内容変更時には、入園のしおりを用いて重要事項の説明を丁寧に言い、同意書を提出してもらい綴られています。 入所説明に際には、説明内容によって職員を変えたり、子どもの様子を見守る職員を配置して保護者が集中して説明が聞けるよう配慮されています。 また、入園のしおりは写真やイラスト等を使ってわかりやすく記載されています。 進級時にもクラスだよりを保護者に配布して理解を得るよう取組まれています。 保育設備の整備や業務運営の改善、見直し等についても玄関の掲示や園だよりで保護者に周知し同意を得るようにされています。 保育の 利用に関わる全ての 変更点について随時、保護者に手紙の配布や玄関掲示を通して周知が図られています。 保育中に配慮が必要な子どもやアレルギー児に関しては個別に面接を行い、保護者等と情報共有を行い、その内容を文書化し全職員に周知できるようにしておられます。		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
＜コメント＞ 保育の連続性を配慮し、手順書と引き継ぎ書があります。 引き継ぎ書は保護者の同意を得て作成し、保護者に渡されています。 転園後も相談があれば電話等で気軽に声をかけてもらえるよう伝えられています。 転園先からの問い合わせについては、引き継ぎ書の中に園の連絡方法と担当者等を書いた文書同封されています。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
＜コメント＞ 保育中での子どもの表情の変化や学びの様子に留意しながら保育が行われています。 年1回の保護者意向調査の実施、各行事ごとのアンケート調査を行い、保護者の満足度の把握が行われています。 年2回の個人懇談を行うとともに、日々の連絡帳でのやり取り、園長への直接の要望に可能な限り応えるようにされています。 また、保護者会には園長か園長補佐が必ず出席され、保護者の要望を把握するようにされています。 保護者意向調査後には必ず職員会・保護者会を開き改善に向けて協議するようにされています。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
＜コメント＞ 苦情解決受付担当者（園長補佐）、苦情解決責任者（園長）、第三者委員が整備され、玄関に掲示されています。 また、入園のしおりに苦情解決について明記され、入所の際に説明が行われています。 苦情内容は受付表に記入し、その後職員会で検討を行い改善策について処理簿に記入後、実践されています。 また、苦情は真摯に受け止め、保護者には誠意をもって改善内容についてフィードバックされています。 無記名で保護者意向調査が行われており、職員が保護者と話しやすい関係作りを心掛けておられます。 福祉会の事業報告の中で苦情内容について公表されています。 職員から見えにくいことも指摘してもらうことで改善し、保育の質の向上につながるよう取組まれています。		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a

＜コメント＞ 入所時や保護者会の時に保護者からの相談や意見はいつでもどの職員でも受け付ける旨を伝えておられます。 また、苦情解決の仕組みについては入園のしおりに明記、玄関掲示されています。 玄関に意見箱を設置され、相談・意見の受付に関しての文章を園だよりに掲載しておられます。 職員は日頃から保護者とのコミュニケーションに心掛け、相談・意見が言いやすい雰囲気作りが行われています。 連絡帳アプリでも受け付けておられます。 相談の際には事務室に案内されています。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
＜コメント＞ 各職員が保護者とのコミュニケーションに心掛け、連絡帳や懇談だけでなく送迎の際にも声を掛けるようにし、相談しやすい関係づくりに努めておられます。 相談の際にはまずはよく聞く事を心掛けています。 園玄関の意見箱設置、年1回の保護者意向調査、行事毎のアンケート調査が行われています。 苦情対応マニュアルを整備し、年度末には見直しが行われています。 相談、苦情があった際には、すべての意見は園長に報告され、報連相を確実に行ない、必ず職員会を開いて対応策を協議し、保護者にフィードバックし、保育の質の向上に向けて実践されています。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
＜コメント＞ リスクマネジメントの責任者を設置され（園長補佐）またヒヤリハット委員会の設置をされています。 災害時の避難マニュアル、事故発生時の対応マニュアル、役割分担を整備し、職員に配布して周知されています。 職員による毎日の園内安全点検、遊具の安全点検、事故防止チェックリストの点検も行われています。 小さなことでもヒヤリハットを書くように心掛け、数多く集め職員の意識を高め、全体職員会の場で改善策や再発防止について話し合い実践されています。 鳥取県の安全管理研修会、救急救命講習会を全職員が受けておられます。 年度末の全体職員会の場で安全管理の評価・見直しが行われています。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
＜コメント＞		

保健衛生リーダー・保健衛生担当職員、保健衛生管理者がおり、管理体制が整備されています。 感染症予防・発生時の対応マニュアルが作成され、全職員に配布され、マニュアルは必要時や年度末に見直しが行われています。 感染症予防・発生マニュアルに従い感染状況に応じて対応策が行われています。 保健衛生協議会への参加、感染症研修会・アレルギー研修会等に参加し、研修報告会議が行われています。 法人内の看護師による全職員を対象にした嘔吐処理研修も行われています。 感染症の発生状況について玄関掲示をしたり、コミュなびの連絡なびで保護者に情報提供が行われています。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
＜コメント＞ 予防管理機構・災害時マニュアル・災害時役割分担があり対応体制が決められており、全職員に配布され、業務ファイルに入れいつでも見返せるよう取組まれています。 毎月の非常災害訓練・年2回の不審者侵入時訓練・年2回の消火訓練・通報訓練が行われています。 地域施設と協力し、小学校との津波合同訓練・ワークホームとの合同消火訓練が行われています。 必要な備蓄品をリストアップし災害時には持ち出せるようにされています。 法人で事業継続計画（BCP）の策定が行われています。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a
＜コメント＞ 理念・基本方針・めざす子ども像に基づいて全体的な計画を作成し、年齢別年間計画・月案・週日案につなげ、保育マニュアル、手順書に明記されており、いつでも手に取れるよう業務ファイルに入れられています。 人権同和保育の全体計画・年間計画・全国保育士会倫理綱領を基に人権、権利擁護に配慮した保育に取り組んでおられます。 児童票、個別指導計画を記入して保育の振り返りを行い、改善しながら保育実践が行われています。 また、全体職員会で情報共有したり、実施状況を確認する場が設けられています。 計画案・保育日誌・児童票の記録は、園長、園長補佐が確認し、助言したり改善できる仕組み作りが行われています。		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
＜コメント＞ 年間保育計画・保育マニュアルは年度末に全体職員会・年齢別職員会・未満児会・以上児会の場で見直しを行っておられます。 また、見直しが必要な時には随時話し合いの中で見直しを行っておられます。 自己評価の際に検討会を行い、保育の見直しが行われています。 保護者意向調査、保護者行事アンケートを参考にして保育・行事の見直しが行われています。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a
＜コメント＞ 入所アセスメントは保護者と面談を行ったり、10園共通の内容の家庭状況調査票を記入してもらい、それを基に家庭状況を把握したり、児童票を作成されています。 法人10園の園長会・園長補佐会などでアセスメントに関する協議が行われています。 指導計画は、全体的な計画→年齢別年間指導計画→月案→週日案と連続性をもたせながら作成されています。 個別の指導計画は、保護者の意向を聞きながら園と家庭とが協力し合い作成されています。 指導計画は、保健協議会や研修会で学んだことを参考に作成されています。 自己評価で保育実践の振り返りが行われています。 要支援児の保育は療育機関等とカンファレスを行ない、指導計画を基に保育が行われています。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
＜コメント＞ 指導計画の見直しは年度末に、職員の自己評価・園評価・保護者意向調査等から課題を知り、見直しが行われています。 新しい指導計画は年度初めに各クラスに配布し、業務ファイル・クラスファイル・月週日案記録簿に入れておられます。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
＜コメント＞ 児童票・個別指導計画・個別教育指導計画は、10園統一書式により、担任職員が記録を行っておられます。 指導計画に基づく保育実践は週日案記録簿・児童票・個別指導計画記録簿で確認されています。 記録簿は「記録の書き方要項」があり、それに基づいて作成されています。 作成された記録簿は園長、園長補佐、新採職員にはOJTで確認・指導が行われています。 ICT化の推進により、コミュなびシステムでは情報の分別や情報共有の仕組みが整備されています。		

また、コミュなびぎゅっとなびにより、職員間で記録簿の共有や他職員の書き方を参考に出来る等、職員の学びにつながっています。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
＜コメント＞ 個人情報保護規定に基づき、記録の保管、保存、廃棄、情報提供がされ、職員に周知されており、保存期間は5年間です。 職員は法人の新人研修の際に個人情報保護についての研修を受け、採用時に守秘義務に関する誓約書を書かれています。 個人記録の管理責任者は園長が務め、記録は鍵のかかる書庫に保存されています。 職員は個人情報保護について理解、遵守されており、自己評価の際にも必ず確認するようにされています。 個人情報の取扱いについて手紙を出して保護者に説明し、写真等記載する場合は承諾を書面で得ておられます。		

内容評価基準（20 項目）

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1)	全体的な計画の作成	
A①	A-1-(1)-①保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
＜コメント＞ 全体的な計画は子どもの権利条約、児童福祉法の趣旨を捉えて作成されています。 全体的な計画は、保育指針・理念・基本方針に基づき作成し、子どもの家庭状況や実態、地域の実態に即して作成されています。 全体的な計画は、園長補佐の作った物をたたき台にして、職員会で意見交換・評価等を行ない、全職員が参画して作成されています。 年度末に評価・見直しを行ない、それを基に次年度の計画を作成されています。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような環境を整備している。	a
＜コメント＞ 施設安全点検を毎日行ない、園内外の安全環境の整備に努めておられます。 保健衛生マニュアルに基づき、園内の衛生管理を行い清掃が行き届いた清潔感を感じる環境の中、換気、保湿、消毒等にも気を付け、子どもがノビノビと安心して生活できる環境作りに努めておられます。 コーナー遊びを通して、様々な遊びが展開できる環境作りをし、その中で十分に遊び込むこと		

ができる場を提供したり、反対にリラックスしてくつろぐことができる場所作りが行われており、パーテーションや仕切りを使い、子どもが落ち着ける場所、気持ちの切り替えができる場所を提供されています。

災害時に避難される場合ケガがないよう、3歳以上児は上履きをはかれ、2歳児は1月から上履きをはく練習をされています。

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
----	---

a

＜コメント＞

指導計画に基づき、一人ひとりの子どもの発達・家庭状況・生活リズムなど個人差に配慮しながら、その子の現状に沿った支援が行われています。

子どもの気持ちに寄り添い、応答的な対応をしながら、子どもが自分の思いを十分表現できるよう努めておられます。

子どもの表現しようとする気持ちを汲み取り、それを保育の中に取り入れて環境設定し、主体的な遊びや活動につながるようにしておられます。

全体職員会で「人権擁護のセルフチェック」について話し合いを行ない、保育の中での不適切な言動についての振り返りが行われています。

配慮が必要な子どもに対して、個別の経過記録も取られています。

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
----	---

a

＜コメント＞

年間の指導計画や子どもの発達状況に合わせて個別の指導計画や児童票を作成し、目標や目当てを持って基本的な生活習慣自立の援助が行われています。

自分でしようとする気持ちや子どもの主体性を大切にしたい援助を心掛けておられます。

子ども達が意欲を持って取組めるよう、視覚支援の援助やカード等を使用している援助等、環境作りに工夫されています。

健康に関する事柄を中心とした保健指導を通して健康な身体作りや基本的な生活習慣について分りやすく子ども達に伝えておられます。

3歳以上は食後の歯磨きが行われています。

家庭との連携も図り、園だより等で基本的な生活習慣についてのアドバイスも行われています。

A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
----	---

a

＜コメント＞

成実地区の豊かな自然環境を活用した保育を行い、子どもたちが自ら自然と関わり、その中で友だちと気持ちの共有ができるよう援助されています。

保育者の思いだけでなく子どもの姿や子どもの思いの中から環境構成し、自発的に遊びを楽しんだり遊び込めるよう配慮されています。

日々の保育の中で子どもの様子をよく観察し、楽しんでいる遊びが継続して行えるよう環境を

再構成して発展していけるようにされています。

毎朝の神社までの坂道マラソン、散歩・戸外遊びを通して身体を存分に使って楽しめるよう配慮されています。

様々な遊びや行事を通して協力し合って1つのことを成し遂げたり、けんかや葛藤の中でお互いの気持ちを伝え合ったりできるように援助されています。

異年齢交流や地域交流を通して様々な体験や人とのつながりがもてるように取組まれています。

いろんな体験、いろんな経験を通して子どもたちの成長を見守られています。

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
----	---	---

＜コメント＞

1歳児と合同で過ごしているが、なるべく発達に即して年齢別でゆったり関われるように配慮されています。

保育士との応答的な関わりを大切にし、愛着関係を築きながら、日々安心して過ごせるよう配慮されています。

安全な環境の中で探索活動が十分できるようにし、子どもの様子をみながら興味や関心が引き出せるようにされています。

個々の発達の状況を見ながら個別指導計画を立て、発達に応じた援助が行われています。

家庭と連携を取りながら子育ての悩みを共有したり、支援されています。

現在2名の0歳児が在籍されていますが、ほぼ1歳児に近い月齢です。

保護者や地域のニーズに応え、次年度から産休明け保育、乳幼児保育を実施するための改修工事が行われましたので、来年度からは随時0歳児の募集を開始されます。

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳児未満（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
----	---	---

＜コメント＞

自我の芽生えや葛藤を受けとめ、「自分で」という思いを大切にしながら援助されています。

探索活動が十分できるよう安全な環境作りに心掛け、なるべく戸外に出て自然と触れ合えるよう配慮されています。

子どもの気持ちに寄り添いながら生活習慣の援助を行い、自分からやってみようという気持ちが持てるよう丁寧にやり方を伝えられています。

友達とのやり取りや関りを見守りながら、気持ちの共有ができるよう声掛けをされたり、思いを代弁されています。

送迎時の会話や連絡帳での保護者とのやり取りを大切にしながら家庭との共通理解が図られています。

また、保育の見える化（ドキュメンテーション）を掲示・配信され、子どもの成長を伝え、保育への理解の機会を提供されています。

A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳児以上の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a
＜コメント＞ 豊かな自然環境を活かした保育を心掛け、神社までの毎朝の坂道マラソン・園外保育・戸外遊び等自然の中で十分に体を動かして楽しめる活動を多く取り入れておられます。 子どもが集団や友だちとの関りの中で成長できるよう「気持ちの共有・共感」を今年度の重点目標にして日々の保育に取り組んでおられます。 子ども達がクラスの中で自己発揮できるよう、みんなでよい所を認め合ったり、協力しながら一つのことをやり切り自信につなげていくように配慮されています。 日々の保育・行事の取組みの中で、子ども達と話し合いを行いながら子どもたちが主体的に取り組んでいけるよう環境を整えたり、援助されています。 健康で体作りができ、ゆったりとした気持ちになり、集団の中での自分の居場所作りができるように取り組まれています。 公民館・成実小学校・ワークホーム等の地域に福祉会の保育報告冊子を配布され、保育内容を伝える工夫が行われています。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ 個別の指導計画・個別の教育支援計画を作成し、それに沿った支援が行われています。 支援計画は、子どもの姿の中から課題や目当てを見つけて長期目標・短期目標を設定し、成長に応じた保育が行われています。 障がい児加配保育士を配置され、他児との関りの中でお互いが成長でき、共感共有関係がもてるよう仲立ちをされています。 全体職員会の中で子どもの支援について話し合いを行い、情報共有や支援の仕方について全職員が同じ思い、同じ方法で取り組んでいけるよう配慮されています。 保護者とは定期的に話し合いを行い、保護者支援が行われています。 療育センターへの付き添いをするとともに、療育施設の「はまなす」「ゆめらぼ」「からふる」等とカンファレンス会議を開き、情報交換をされたり、協力し合いながら療育計画を立て、療育についての相談もしておられます。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
＜コメント＞ 子どもの一日の保育時間が長いことに考慮し、夕方は家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごせるよう、人数が少なくなったら1対1で絵本の読み聞かせをしたり、わらべうた遊び等が行われています。 室内にじゅうたんを敷いてリラックスして休息がとれるようにされています。 延長時間に入ったらおやつを提供が行われており、アレルギー除去食を必要とする子どもに対		

しては、おやつ等にも配慮して提供されています。 出席状況表を利用し、伝達事項を共有されています。 延長保育時間には部屋の入口に伝言板を準備し、各クラスからの申し送りをメモ書きし貼り、お迎えの際には伝言板の確認を必ず行い、伝え漏れがないように配慮されています。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
＜コメント＞ 全体的な計画、5歳児の年間指導計画、接続カリキュラムの中で接続に関する生活について記載し、無理なく小学校につながられるよう保育が行われています。 小学校のオープンスクール、入学体験等を通し小学校生活について体験できる機会を持たれています。 個人面談やオープンスクール、体験入学の際には保護者に対しての説明会が実施され、保護者にも小学校生活の見通しが持てるようされています。 小学校との合同情報交換会・保幼小合同研修会・保幼小接続推進研修会等に参加し小学校との連携が図られています。 小学校の行事見学に出掛けたり、散歩に行って中庭を見せてもらったりしながら学校環境にふれる機会を設けておられます。 支援シートや引継ぎシート、保育所児童要録を作成し切れ目のない支援ができるようされています。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
＜コメント＞ 健康管理マニュアルに基づき、子どもの入所時に聞き取りを行い、既往症の把握、健康状態の把握に努め、全職員で共有されています。 子どもの体調の変化に留意し、体調悪化・けがの際には緊急連絡カードの連絡順に従って保護者に連絡され、事後確認も行われています。 年間保健計画を作成されています。 家庭状況調査票を通して予防接種の接種状況を把握されています。 入所時、年2回の健康診断・年1回の歯科検診・年2回の尿検査・年1回の耳鼻科健診を行い子どもの病気の早期発見に努めておられます。 健康管理や園の取り組みについては保健だよりで情報提供が行われています。 SIDSチェックは、0歳児は5分毎、1、2歳児は10分毎に実施されています。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
＜コメント＞ 年2回の健康診断・年1回の歯科検診・年2回の尿検査・年1回の耳鼻科検査を行い、結果を児童票に記載し、異常があった子どもは全職員が周知されています。		

検査結果を保護者に伝え受診の依頼をしたり、健診の重要性や保育の中での健康に関する取り組みについて保健だよりで伝えておられます。 健診の結果を踏まえて歯磨き指導を行ったり、健康な身体作りや体力作りを保育の中で実践されています。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
＜コメント＞ アレルギー疾患のある子については法人共通の手順書に従い聞き取りを行い、生活管理指導表の提出が行われています。 生活管理指導表が提出されたら、保護者、調理員、担任、園長の4者で面談を行い、対応について説明が行われています。 日々の給食の提供については、「食物アレルギー事故予防マニュアル」を遵守しアレルギー事故が起こらないよう除去食の確認方法の対策、誤配膳、誤食防止のために配膳前後に職員が二重にチェックされたり、専用トレイを使用し、担当職員もエプロンも変える等の工夫を行ない徹底されています。 アレルギーについて子どもに話し、違いを認め合える関係作りが行われています。 保護者にも理解や協力を求めるお便り等を配布されています。		
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
＜コメント＞ 食育年間計画に沿って、年齢別に食に関する様々な経験ができるよう食育指導が行われています。 室内を清潔に明るく保ち、会話をしながら和やかに食事ができる雰囲気作りを心掛けておられます。 苦手な食べものを無理に食べさせるのではなく、周りの子に誘われて食べてみたり、少しでも食べられた時は十分に認めるようにされています。 菜園活動・クッキング・食育指導等を通して食に関する興味・関心を深め、菜園活動・クッキング・食育指導の様子をドキュメンテーションやお便りで知らせたり、必要なものを家庭で準備して頂いています。 給食サンプルの掲示や給食レシピの配布、毎月の献立表とは別に給食だよりも出されています。		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
＜コメント＞ 管理栄養士・調理員が米子市の献立を基に福祉会独自の献立の工夫もされ、栄養や子どもの満足度に応じて内容になっています。 また、旬の食材・地産の食材が使用できるよう留意されています。 令和7年度からは3歳以上児も園内で炊飯されたご飯の提供が始められ、あたたかいご飯の美		

味しさや食中毒予防のために完全給食に取り組まれます。

給食日誌を通して残食量を把握し、次回の献立作りや調理方法に役立てておられます。

地域の食文化や地域の献立も取入れ、毎月お誕生会メニューも提供されています。

調理員は各クラスに随時喫食状況の確認に行き、子どもにその日の給食について尋ねられています。

給食室にウィルスを持ち込まないよう職員全員が配慮し、マニュアルに基づいた衛生管理を徹底されています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
----	---	---

＜コメント＞

子ども達の毎日の生活が充実できるように、送迎時には、子どもの様子や成長について伝え合い、保護者と喜びや思いの共有が行われています。

保育中の子どもの様子について毎日連絡帳（コミュなびぎゅっとなび）で配信されています。

ドキュメンテーションを配信・掲示され、保育の意図・意義・保育士の思いを保護者に伝えられています。

給食のサンプルを玄関に掲示し、その日子ども達が食べた給食が親子で確認できるようにされています。

個人懇談を行い、子どもの成長について共有・相談・支援ができるようにされ、個人懇談の内容は担任が記録し、職員会で共有できるようにされています。

A-2-(2) 保護者等の支援

A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
----	--------------------------------------	---

＜コメント＞

送迎時に、子どもの様子や成長について伝え合い、保護者と喜びや思いの共有ができるようにしておられます。

個人懇談は年2回行われており、保護者の要望に応じて随時懇談が行われています。

子どもに気になる変化がある時は保育園側からさりげなく話しかけ、じっくり話が聞ける環境づくりをされています。

相談内容は記録に残し、職員会で共有されています。

相談を受けた職員が適切に対応できる体制は、その時々に応じて園長、園長補佐が指導・助言されています。

相談の内容に応じて園長が懇談に同伴するようにされ、安心して子育てができるための支援が行われています。

A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
----	--	---

＜コメント＞

朝の受入れの際、視診を行ない、気になる怪我等あった場合は必ず保護者に確認するようにされており、必要な場合は写真を撮り記録を残されています。

虐待の兆候がある場合は、虐待対応マニュアルに基づき、関係機関への連絡・職員間の情報共有を速やかに行っておられます。

虐待や様々な家庭事情にある子に関しては、子どもや家庭の状況・変化等を書き留め、関係機関と情報共有をされています。

虐待の兆候がある場合はさりげなく保護者に話しかけ、相談を受けたり、話を聞いて精神的・社会的援助ができるよう心がけておられます。

研修や要保護児童対応協議会に参加し、理解を深める取り組みが行われています。また学習したことは職員会の場で共有されています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

A⑳	A-3-(1)-①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
----	--	---

＜コメント＞

職員個々に毎日の保育を振り返り、週案・月案による振り返りも行われています。

年2回の自己評価、年1回の園評価が行われており、その都度検討会を開かれています。

検討会の中で、保育・給食・業務の課題点を出し改善策を検討しておられ、改善に取り組んでいるかどうかはクラス別職員会・以上児会・未満児会の場で確認しておられます。

検討会を行うことで、各自の思いを擦り合わせ、課題を改善していくことで保育の向上につながっておられます。

ドキュメンテーションの勉強会を通して保育を振り返り、子どもの育ちについて学習されています。